

資料提供(投げ込み) 令和2年4月14日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 市民税課 (電話059-229-3130)	市民税課長 植谷 三保

市・県民税の申告期限の再延長について

所得税の申告期限の再延長に伴い、個人の市・県民税についても期限を区切らず、柔軟な対応をいたします。

記

1 概要

国税庁は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申告期限・納付期限を令和2年4月16日(木)まで延長していた申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告を同月17日(金)以降も柔軟に受け付けることとしました。

これを受け、個人の市・県民税の申告についても、令和2年4月16日(木)までとしていた申告期限を更に延長し、同月17日(金)以降も受け付けます。

2 申告場所について

市民税課、久居総合支所市民課及び各総合支所市民福祉課の各窓口で、受け付けます。

受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(受付終了時間は、午後4時)です。

3 令和2年度住民税の税額決定について

令和2年4月16日(木)までに申告された内容に係る令和2年度市民税・県民税納税通知書について、特別徴収に係る通知書は5月、普通徴収に係る通知書は6月に発送します。同年4月17日(金)以降に市・県民税の申告書を提出された場合、当該申告書の内容により、課税が発生する方又は税額が変更となる方に対しては、改めて変更後の内容の市民税・県民税納税通知書を送付します。

なお、市・県民税に変更が生じた場合、市・県民税の税額及び申告された所得金額等を基準とした制度(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の保険料及び利用者負担額並びに給付等)に影響を生じる場合があることを津市ホームページ等で周知します。

5 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市・県民税の申告については、できる限り郵送での申告書の提出を依頼していきます。